



1 新しい資料集を配布します

当課においては、ADR法に関する資料集として、ADR法、ADR法施行令、ADR法施行規則の条文やガイドライン、認証申請・届出の手引等を掲載した「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関係資料集」を作成しているところです。

直近には、平成 22 年 3 月に、緑色の表紙冊子で発行しており、各認証事業者の中には、事前相談の際に受領しているところもあると思います。

ところで、既にお知らせしているとおり、本年 1 月に ADR 法施行規則が改正されるなど、本資料集の内容についても修正を必要が生じています。そのため、新しい資料集を作成し、各認証事業者宛てに 1 部を送付いたします。発送時期は、今月末から来月初めになるかと思しますので、御承知おきください。新しい資料集の表紙は、青色になります。

また、関係資料集に掲載している「認証申請・届出の手引」についても、本年 1 月の規則改正を受けて必要部分を修正するとともに、外国人登録制度の廃止等に伴う改訂や字句の修正も行っております。特に変更届出書の記載事項及びその添付資料の一覧表は、大幅に変更しておりますので、一度御確認をお願いします。

関係資料については、「かいけつサポート」のホームページにも掲載しておりますので、参考にしてください。

(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/siryuu.html>)

2 「利点等を整理した一覧性のある資料」が完成しました

各認証事業者のアピールポイント等を記載した一覧性のある資料の作成に当たっては、御協力をいただき、ありがとうございました。

おかげさまで、「**認証紛争解決事業者アピールポイント一覧**」として取りまとめることができました。

取りまとめた資料の内容は、近く「かいけつサポート」のホームページに掲載する予定です。掲載された際には、改めてお知らせしますので、各認証事業者においても参考にしていただき、各々の広報活動に利用していただけると幸いです。

また、本資料については、冊子化を行い、法テラスや消費生活センターを始めとする相談機関等に配布するなど、広報資料の 1 つとして活用していきたいと考えています。

本資料の記載内容やレイアウト、活用方法等については、皆様の御意見を基に改善をしていきたいと考えているところですので、積極的な御提言をお待ちしております。

3 新たな認証事業者のお知らせ

次の事業者が、ADR法第 5 条による法務大臣の認証を受けました。

現在活動中の事業者数は、133 です。

○ 香川県行政書士会

(認証番号 135, 平成 27 年 3 月 10 日認証)

【お問い合わせ先】

法務省大臣官房司法法制部

審査監督課 紛争解決業務認証係

☎ : 03-3580-4111 (代表) 内線 5923, 2378

E-Mail: adr-c@moj.go.jp